

第1編 書き方の基礎総論

第1章 答案の書き方

例題

- (1) 甲は未成年者であり、法定代理人の同意を得ないで、自己の所有する宝石を乙に売却した。その後、乙は丙に宝石を売却し、現実に引き渡した。
甲によって未成年者取消しがなされた時期について場合を分けた上で、宝石の所有権の帰属について検討せよ。
- (2) Aは、Bに騙されて土地を売却した。その後、BはCに土地を売却した。Aによって詐欺取消しがなされた時期について場合を分けた上で、土地の所有権の帰属について検討せよ。なお、土地の登記は未だB名義であるものとする。

第1 形式面

1 注意事項

- ①解答はボールペン又は万年筆（インキは黒のみ、それ以外の色は無効答案となる）で書くこと
②訂正は横二重線、訂正が数行にわたる場合は斜線を利用する
③特定答案（特定人の答案と判断される書き込みが解答欄にある場合）は無効となる
ex. 名前の書き込み、() や「 」, 傍点の濫用、余事記載など

2 項目の立て方

第1→1→(1)→ア→(ア) とするのが一般的（※ 要件には①②……を用いる）

第1 小問(1)について

1 乙丙間売買の前に甲の取消しがあった場合

- (1) 甲の取消し（5条2項）で乙は遡及的に無権利者となり（121条本文）、丙は宝石の所有権を承継取得しない。
よって、原則として宝石の所有権は甲に帰属する。
- (2) しかし、取消し後の第三者丙は、無権利者からの譲受人であり、即時取得（192条）による保護が考えられる。すなわち、本問では、丙と乙との間に有効な取引があるから、甲の取消しにより乙が宝石の所有権者でないことについて丙が善意無過失であれば、即時取得により宝石の所有権は丙に帰属する。

2 乙丙間売買の後に甲の取消しがあった場合

- (1) この場合、甲の取消しにより、乙は遡及的に無権利者となるので（121条本文）、丙は宝石の所有権を承継取得できない。
よって、原則として宝石の所有権は甲に帰属する。
（以下略）

以上

← 条文の前に法令名（ex. 民法）を記載する必要はない

記載するのであれば、「以下法令名省略」と記載し、2回目以降は記載を省略する

※ 商法の問題などでは、商法、会社法、手形法、民法を区別できるように、法令名を書いたほうがよい

← 読みやすいように意味のまとまりにナンバリングをするのがよい

← 答案の最後は「以上」で終わる（小問ごとに「以上」と書かない）

第2 内容面

1 問題を解く順序

- ①問題文を読んで書くべき内容を考える
- ②書くべき内容のメモ書きを作る＝答案構成
- ③実際に答案を作成する

2 ①書くべき内容の思いつき方

(1) 事件解決型（具体的な事案が与えられる形の問題）

①各科目ごとの王道パターンがある

ex. 民法→請求権パターン（後述）

↓

王道パターンに基づいて書くべき内容を思いつく

※ 科目ごとの違いはあるが、王道パターンに共通の事項として、
「条文の指摘→要件の検討→効果の検討」が挙げられる
∴ 法律家の正しい思考プロセス

②論点リストからのアプローチ

→邪道な方法ではあるが、書くべき事項を思いつく方法としては十分有効

※ 未知の問題はどうする？

→①②の組み合わせに過ぎない

↓つまり

①→王道パターンの順で検討し、引っかかったところが論点

→②のパターンへ

②→自分の知っている論点に似ているものはないかを検索

→似ているものを見つけたら、今度はその論点とどこが違うのかを検討

→次にその違いが結論に影響を及ぼすのかを検討

ex. 集合物譲渡担保に基づく物上代位の可否，可能だとした場合の債権譲渡との優劣関係
（【類題】旧司法試験平成22年度第2問設問1小問(2)）

→まずは，集合物譲渡担保における設定者側の譲渡の論点を思いつく

→「通常の営業の範囲」（最判平18.7.20）をこの論点に置き換えるとどのようなになるか？

→次に，債権譲渡との優劣の可否については，抵当権・動産先取特権と債権譲渡の優劣関係の論点を思いつく

→抵当権と動産先取特権のいずれに近いのか？